

## 国民健康保険税の軽減

### ★解雇や倒産などで離職した方に対する軽減

倒産、解雇、雇い止めなどで離職された方（非自発的失業者）の保険税が、申請により軽減されます。

対象となるのは次のいずれにも該当する場合です

- ①平成 21 年 3 月 31 日以降に離職した
- ②離職時点で 65 歳未満である
- ③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者であることが、雇用保険受給資格者証で確認できる

#### 軽減の内容

離職日の翌日の月からその翌年度末まで（最大 2 年間）、対象となる方の前年の所得のうち「給与所得」を 30/100 として、保険税の所得割額を計算します。

### ★低所得世帯に対する軽減

4 月 1 日時点（年度の途中で加入した世帯は、加入者となった時点）で、下の表にあてはまる世帯は、保険税の平等割額と均等割額が軽減されます。（申請は不要です）

前年の所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円	7 割
33 万円 + (27 万 5 千円 × 加入者数)	5 割
33 万円 + (50 万円 × 加入者数)	2 割

※ 前年の所得には、世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合でも、世帯主の所得を含みます。

### ★特定世帯に対する軽減

国民健康保険加入者が、年齢到達などにより後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者でなくなったことで、その世帯の国民健康保険の加入者が一人となった世帯を**特定世帯**といい、特定世帯となった月から 5 年間、国民健康保険税の平等割額を 2 分の 1 軽減して算出されます。

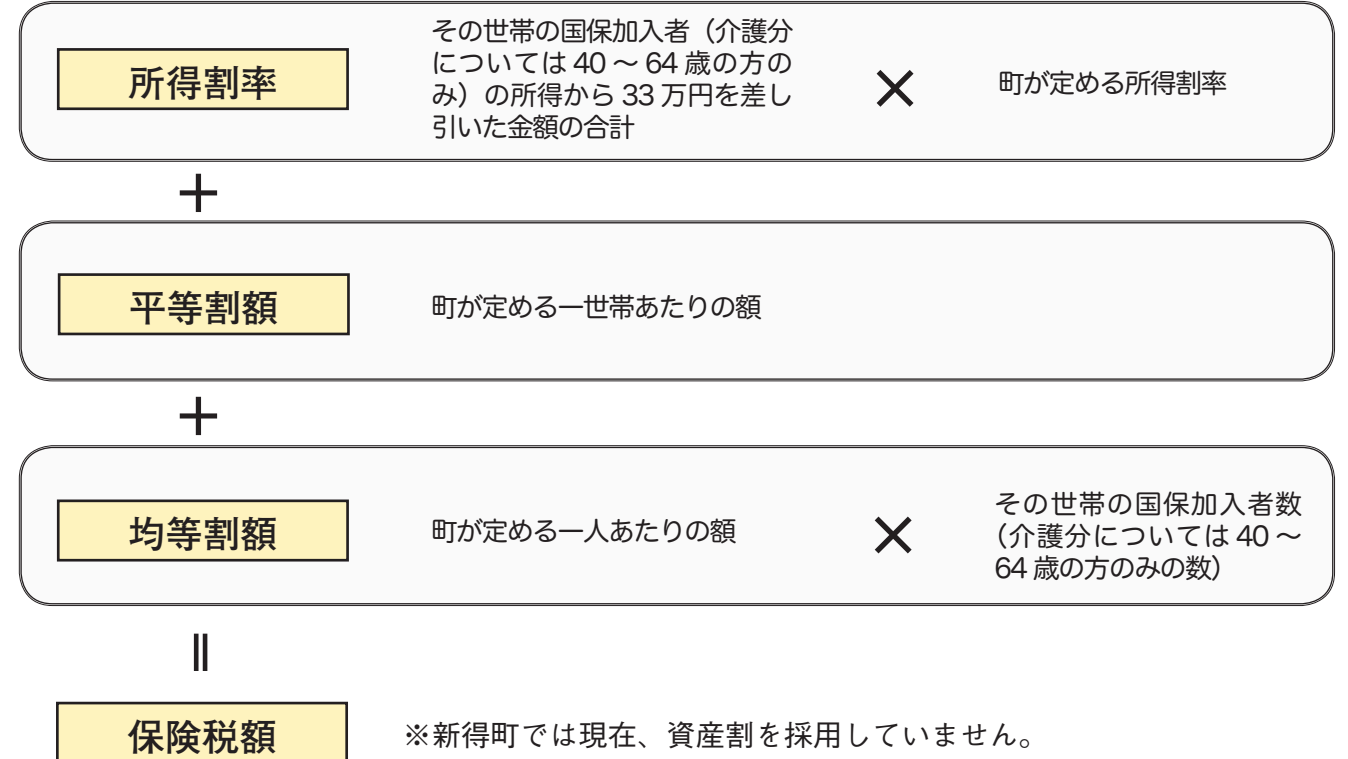
なお、5 年経過しても国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている状況が解消されない世帯を**特定継続世帯**として、平等割額を 4 分の 1 軽減し、軽減措置が 3 年間継続されます。

国民健康保険制度についての詳しいお問い合わせは・・・

役場町民課国保年金係 電話：64-0528

## 国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」ごとに次のように計算されます。



新得町における課税額の率及び金額については、以下のとおりです。

《改正後の率や額は、平成 30 年度（7 月 1 日決定）分から適用されます》

区 分		改 正 前	改 正 後	比 較
医療分 課税限度額：58 万円 (改正前 54 万円)	所得割率	6.50%	<b>7.16%</b>	0.66%
	平等割額	27,000 円	<b>18,600 円</b>	△ 8,400 円
	均等割額	24,000 円	<b>26,800 円</b>	2,800 円
後期高齢者 支援金分 課税限度額：19 万円	所得割率	1.80%	<b>2.42%</b>	0.62%
	平等割額	8,500 円	<b>6,300 円</b>	△ 2,200 円
	均等割額	6,400 円	<b>9,200 円</b>	2,800 円
介護分 課税限度額：16 万円	所得割率	1.07%	<b>1.82%</b>	0.75%
	平等割額	6,200 円	<b>4,800 円</b>	△ 1,400 円
	均等割額	8,100 円	<b>9,300 円</b>	1,200 円

### ※国民健康保険税を納める人は世帯主です

世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険加入者がいれば、世帯主に納付義務があります。